

福岡県公報

令和3年10月22日
第 244 号

目次

告 示 (第885号 - 第903号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	(漁業管理課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
公 告		
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課)	8

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	12
監 査 委 員		
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	12
再 掲		
○特定危険薬物の指定	(薬 務 課)	15
正 誤		
○都市計画の案に係る公聴会の開催(令和3年7月福岡県公告) 中正誤		15

告 示

福岡県告示第885号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	糟屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目1592番16先から 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1592番96先まで

福岡県告示第886号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏名	区域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
福岡市東区大字志賀島 福岡市東区大字弘	折居 正和 重川 明広	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合及び旧弘漁業協同組合の地区 (特定わかめ志賀島・弘加入区)	わかめ 養殖業

福岡県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

八女	県道	浮羽 石川内 線	前	八女市星野村13092番14先から 八女市星野村12029番2先まで	4.9 ～ 10.9	127.2
			後	八女市星野村13092番14先から 八女市星野村12029番2先まで	9.2 ～ 19.3	

福岡県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽 石川内 線	八女市星野村13092番14先から 八女市星野村12029番2先まで

福岡県告示第889号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日

直生164	みずほ内科・レディースクリニック	直方市大字上境291番地1	R3・9・1
飯生342	いしこ整形外科	飯塚市片島二丁目6-8	R3・10・6
嘉麻生34	ひばり長家クリニック	嘉麻市漆生1416-3	R3・9・1
宗遠生29	福岡・みずまき 母と子の心療所	遠賀郡水巻町猪熊八丁目18番28号	R3・10・1
南筑後生歯11	もりみつ歯科クリニック	八女郡広川町大字長延1029-1	R2・12・10
宗遠生歯12	まごころ歯科クリニック	遠賀郡遠賀町松の本一丁目1-1 ゆめタウン遠賀2F	R3・10・12
大野生薬93	ファミリーガーデンすずらん薬局	大野城市乙金東四丁目11-2	R3・10・1
嘉靴生薬4	タケシタ調剤薬局 くらて店	鞍手郡鞍手町大字小牧2226	R3・10・1
飯生薬181	ごうや薬局飯塚片島店	飯塚市片島二丁目6-8	R3・10・1
飯生訪28	訪問看護ステーションしんしん	飯塚市立岩1417番地1クリスタルハイツ205号	R3・10・1
田川訪33	パプリカ訪問看護ステーション	田川市大字弓削田233番地2	R3・5・1

福岡県告示第890号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野生120	いまさと胃腸内科	大野城市東大利三丁目11番28号	R3・8・11
南筑後生歯5	もりみつ歯科クリニック	八女郡広川町大字長延1029-1	R2・12・9

福岡県告示第891号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田生マ48	寺岡 善隆（寺岡はり灸院）	田川市大字伊田4969松原団地14-1-4	R3・9・1
飯生柔122	吉原 裕貴（よしはら整骨院）	飯塚市川津672-6	R3・9・25
柳生柔41	山田 浩貴（トータルケア蒲池整骨院）	柳川市金納25-1-2ルミエールガーデン1番館1F1	R3・8・1
大野生柔66	上村 大地（だいち接骨院）	大野城市山田四丁目3-19シャトレ五番館1号室	R3・10・4
像生柔134	田志 賢人（神湊整骨院）	宗像市神湊904	R3・10・1
北筑後生柔14	藤尾 良輔（ふじお整骨院）	三井郡大刀洗町大字山隈1711-84	R3・9・1
直生はき30	舌間 貴子（からだすこやか治療院直方店）	直方市大字頓野3223番地3ソルマート21 202	R3・8・2
直生はき31	武藤 舞（からだすこやか治療院直方店）	直方市大字頓野3223番地3ソルマート21 202	R3・8・2
直生はき32	諏訪 圭一（からだすこやか治療院直方店）	直方市大字頓野3223番地3ソルマート21 202	R3・8・2
直生はき29	江藤 泰輔（からだすこやか治療院直方店）	直方市大字頓野3223番地3ソルマート21 202	R3・8・2
田川はき13	寺岡 善隆（寺岡はり灸院）	田川市大字伊田4969松原団地14-1-4	R3・9・1
筑紫生はき29	花村 大基（鍼撰組はりきゅう院）	筑紫野市二日市北四丁目23-32-112号	R3・9・8

福岡県告示第892号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
小生柔50	戸部田 祥奈（堺整骨院小郡院）	小郡市小板井118-1	R3・9・22
直生はき22	鹿野 文昭（からだすこやか治療院直方店）	直方市津田町11-24	R3・7・31
直生はき23	廣田 雅幸（からだすこやか治療院直方店）	直方市津田町11-24	R3・7・31
直生はき25	集地 香織（からだすこやか治療院直方店）	直方市津田町11-24	R3・7・31
直生はき26	相田 徳子（からだすこやか治療院直方店）	直方市津田町11-24	R3・7・31

福岡県告示第893号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定した土地の名称

糸島市蔵持地区

2 指定した土地の区域

糸島市蔵持、有田、香力及び八島の一部

福岡県告示第894号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字原田1784、1852から1855まで、1861、1780（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字原田1780、1784・1852から1855まで・1861（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第895号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字深倉山2291の10・2291の11・2291の14・2391の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字上ノ原2384

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深倉山2291の10、2291の11、2291の14、2391の1、字上ノ原2384（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第896号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字クスノキ196の30、196の34から196の36まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第897号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字英彦山字北浦271・279（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第898号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字榊田字山口屋根173の2（次の図に示す部分に限る。）、字山口174（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第899号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字萩原140の2、141の3、142から144まで、138（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字萩原138、140の2・141の3・142から144まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第900号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字原64の1、85、86、88、314の7

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字原64の1・85・86・88・314の7（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第901号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市八幡東区大字大蔵字猪倉75、232・233・75-2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、猪倉町78、76・77・79（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第902号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市門司区上藤松三丁目1334から1336まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上藤松三丁目1334から1336まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第903号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和43年6月25日農林省告示第840号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和3年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

変更前

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 葛原本町一丁目・三丁目・四丁目・六丁目の各一部、葛原五丁目の一部及び葛原四丁目、葛原本町二丁目、湯川一丁目・二丁目・三丁目大字湯川の各一部、中吉田三丁目・四丁目・五丁目の各一部 八幡西区 御開二丁目・三丁目、大字本城の各一部	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
福岡市	西区 愛宕三丁目及び四丁目の各一部	〃
大牟田市	新開町、西新町、岬町、新港町、西港一丁目・二丁目、四山町	〃
直方市	大字植木の一部	〃
田川市	大字伊田、夏吉の各一部	〃
柳川市	徳益	〃
大川市	向島、小保、大野島の各一部	〃
行橋市	行事八丁目、行事七丁目の一部	〃
小郡市	三沢、力武、横隈の各一部	〃
春日市	日の出町、岡本	〃
古賀市	谷山、小山田の各一部	〃
宮若市	芹田の一部	〃
みやま市	高田町海津、竹飯の各一部	〃
糟屋郡新宮町	三代、原上の各一部	〃
田川郡香春町	大字高野、中津原の各一部	〃
田川郡添田町	大字添田、野田の各一部	〃
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部	〃
田川郡赤村	大字赤の一部	〃
京都郡みやこ町	皆見、徳永の各一部	〃

変更後

調査を行う者の 名称	調 査 地 域	調 査 期 間
北 九 州 市	小倉南区 葛原本町一丁目・三丁目・四丁目・六丁目の各一部、葛原五丁目の一部及び葛原四丁目、葛原本町二丁目、湯川一丁目・二丁目・三丁目大字湯川の各一部、中吉田三丁目・四丁目・五丁目の各一部 八幡西区 御開二丁目・三丁目、大字本城の各一部	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
福 岡 市	西区 愛宕三丁目及び四丁目の各一部	〃
大 牟 田 市	新開町、西新町、岬町、新港町、西港一丁目・二丁目、四山町 三川町五丁目、浪花町、早米来町一丁目・二丁目	〃
直 方 市	大字植木の一部	〃
田 川 市	大字伊田、夏吉の各一部	〃
柳 川 市	徳益	〃
大 川 市	向島、小保、大野島の各一部	〃
行 橋 市	行事八丁目、行事七丁目の一部	〃
小 郡 市	三沢、力武、横隈の各一部	〃
春 日 市	日の出町、岡本	〃
古 賀 市	谷山、小山田の各一部	〃
宮 若 市	芹田の一部	〃
み や ま 市	高田町海津、竹飯の各一部	〃
糟屋郡新宮町	三代、原上の各一部	〃
田川郡香春町	大字高野、中津原の各一部	〃
田川郡添田町	大字添田、野田の各一部	〃
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部	〃
田 川 郡 赤 村	大字赤の一部	〃
京都郡みやこ町	皆見、徳永の各一部	〃

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 10 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字寺セン67番6及び67番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡篠栗町大字乙犬1023番地2 フラワーハイツD102号
曾我部 大樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 10 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市津古字狸原839番58から839番63まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市津古1375番地
佐々木 強

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 10 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字西裏520番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市井上715番地1W-302

井上 真悟、井上 茉由

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町長者原西一丁目271番4及び271番29

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町戸原東二丁目17番8号

長 澄代

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

マイクロソフトライセンス 5,542ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和3年10月5日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社大塚商会 九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

29,566,570円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年8月24日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市田久五丁目406番3及び406番6から406番68まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区高砂二丁目8番1号

九州セキスイハイム不動産株式会社

代表取締役 久宗 弘和

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ツルハドラッグ筑後野町店
- (2) 所在地 筑後市大字野町756番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗立地法に基づき届出のあった(仮称) ツルハドラッグ筑後野町店の筑後市大字野町への出店につきましては、同法の趣旨を踏まえ、周辺地域の生活環境の保持に向けた配慮も認められるため、異存ありません。

なお、出店にあたっては、関係法等を含め協議調整を行った内容を遵守し、特に道路・水路等の公共施設の適正な維持管理、災害時の協力体制の確立、廃棄物等の適正処理、良好な環境のための緑化推進等に配慮され、加えて地域の一員として周辺地域と調和し、良好な相乗効果が生まれるようご尽力いただきますようお願いいたします。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店・ダイレックス宗像店・ワークマン女子くりえいと宗像店

(2) 所在地 宗像市くりえいと二丁目1番7号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヒマラヤ	午前10:00	午後8:00	午前10:00	午後8:00
ダイレックス株式会社	午前9:00	午後10:00	午前9:00	午後10:00
株式会社ワークマン	-	-	午前10:00	午後8:00

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6:00~午後11:00	24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後

ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店 ・ダイレックスくりえいと宗像店 宗像市くりえいと二丁目1番7号	ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店 ・ダイレックス宗像店・ワークマン女子くりえいと宗像店 宗像市くりえいと二丁目1番7号
--	---

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヒマラヤ 代表取締役 後藤 達也 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森 裕作 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヒマラヤ 代表取締役 後藤 達也 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 外1者	株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森 裕作 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 外2者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめモール筑後

(2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外1者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外1者

公告

解散した清算法人吉井第七土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
足立 武敏	うきは市吉井町福益1283番地2
泉 克弘	うきは市吉井町富永88番地
鎗水 英俊	うきは市吉井町福益1579番地
相良 正一	うきは市吉井町屋部679番地
足立 二夫	うきは市吉井町屋部442番地1
平田 節男	うきは市吉井町屋部489番地1
渡邊 数馬	うきは市吉井町福益1238番地
江崎 友昭	うきは市吉井町福益507番地
江藤 延雄	うきは市吉井町屋部414番地5
西見 和久	うきは市吉井町富永1101番地

監査委員

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した財政的援助団体等監査結果（令和3年2月8日2監総第922号）に基づき、福岡県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年10月22日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大橋克己

3 福総第1361号
令和3年10月5日

福岡県監査委員
同
同
同
藤山泰三 殿
世利洋行 殿
森大橋 殿
大橋 克己 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

所管部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	利用者負担金の延滞分について、債務者の定期的な状況確認を行っていないかつ、また、徴収不能引金を計上するための基準を設けていなかった。	滞納整理の内部検討委員会を設置し、四半期毎に債務者の状況を把握することとした。 また、徴収不能引金計上の具体的基準となる細則を定めた。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第884号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和3年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 1 - [1 - (ベンゾ [b] チオフェン - 2 - イル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類
- (2) 化学名 N, N - ジエチル - 2 - [2 - [(4 - メトキシフェニル) メチル] -

5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } エタン - 1 - アミン及びその塩類

- (3) 化学名 キノリン - 8 - イル = 3 - [(4 , 4 - ジフルオロピペリジン - 1 - イル) スルフォニル] - 4 - メチルベンゾアート及びその塩類
- (4) 化学名 N - (アダマンタン - 1 - イル) - 1 - (シクロヘキシルメチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和3年10月22日

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同左番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
3. 7. 27	219	公 告		6		○	上から3		松の本五丁目	大字今古賀字平田